


決 定 書


異議申出人 若 松 進 一

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年3月23日付けで提起された令和8年3月22日執行の那須町長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、那須町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の当選の効力に関し、平山ゆきひろ候補の当選を無効とする旨の決定を求める。

第2 本件異議申出の理由

申出人が主張する本件異議申出の理由は、次のとおりである。

- 1 無効票140票の中に「小山田ひろゆき」と記載された票があったことを確認しており、無効票の中に有効票となる票がないか投票用紙の再審査を行い、全ての投票の有効及び無効を再度判断すべきである。

- 2 平山候補の得票 5 0 9 9 票の中に、氏名以外の記載がある無効となる票がないか、投票用紙の再審査を行い全ての投票の有効及び無効を再度判断すべきである。
- 3 全ての投票用紙の再審査を行い、全ての投票の有効及び無効を再度判断すべきである。

決定の理由

第 1 本件異議申出の要件

本件選挙に係る当選の無効を求める本件異議申出は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 6 条第 1 項の規定に基づき、当委員会に対して、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和 8 年 3 月 2 2 日から 1 4 日以内である同 3 月 2 3 日に、文書をもってなされているから、適法に行われたものであると認められる。

よって、当委員会はこれを受理し、申出人の主張を厳正かつ慎重に審理した。

第 2 当委員会の判断

1 投票の再開披（封印し保存してある投票の再点検）の実施決定について

本件異議申出の理由に、「全ての投票用紙の再審査を行い全ての投票の有効及び無効を再度判断することを求める」とあり、本件選挙の全ての投票の再確認が求められていたことから、令和 8 年 3 月 2 6 日に選挙管理委員会を開催し、全ての投票の再開披（封印し保存してある投票の再点検）について、異議申出人及び候補者又はその代理人を立会人として同 4 月 5 日に実施することを決定した。

2 異議の理由 1 について

本件選挙の全ての投票について再点検を実施した結果、無効票のなかに「小山田ひろゆき」と記載された票は確認されなかったほか、無効票の中に有効票となる票も確認されなかった。

3 異議の理由 2 について

(1) 平山候補の得票 5 0 9 9 票の中に、氏名以外の記載がある無効となる票は確認されなかった。なお、平山候補の名前は「ゆきひろ」であるところ、同候補の得票の中に「平山ひろゆき」と記載された票が複数あることが確認されたが、当委員会は以下の理由により、これらの票は無効票ではなく同候補の有効な得票であると判断した。

(2) 候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきであって、これを候補者でない者に対する投票と認めるべきではない（最判昭和 3 1 年 2 月 3 日民集 1 0 巻 2 号 1 9 頁）。

「平山ひろゆき」の記載は、本件選挙の候補者に対する投票であると推定されるところ、このことは、本件選挙において複数の投票者が、候補者でない者への投票を敢えて行ったと考えることは不自然であることとも合致する。

そして本件選挙の候補者の中に、「平山」姓は 1 名しかおらず、かつ、「ひろゆき」の記載は平山候補の名前である「ゆきひろ」と同じ 4 文字を「ゆき」と「ひろ」で逆順とした記載である。

そうすると、「平山ひろゆき」の記載は、本件選挙の候補者である「平山ゆきひろ」の誤記であると認められ、平山候補の有効な得票であると考えられる。

4 異議の理由3について

全ての票の再点検を行った結果、小山田のりゆき候補の有効得票とされていた票のうち2票が、「小山田ゆきひろ」と書かれた票であり、姓は小山田候補と、名は平山候補と完全に一致しているため、いずれの候補者への投票であるのかを判断しがたい無効票であることが判明し、小山田のりゆき候補の得票数及び無効投票総数の票数に変動が生じたものの、そのことは、本件選挙の当選の効力に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上の理由から、本件選挙において当選無効の原因となる事実は認められないので、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年4月7日

那須町選挙管理委員会委員長 大森 昇

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で栃木県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第206条第2項）。